

**日進市環境保全・創出のための行動計画
(地球温暖化対策実行計画 事務事業編)**

2024年度～2030年度

日進市

目次

第1章 計画策定の背景	2
1. 温室効果ガス削減に向けた世界の動き	2
2. 地球温暖化対策を巡る国内の動き	2
3. 本市の取り組み	2
第2章 計画の基本的事項	3
1. 計画の目的	3
2. 対象とする事務の範囲と温室効果ガス	3
3. 計画期間	3
第3章 二酸化炭素の排出状況と削減目標	4
1. 二酸化炭素の総排出量	4
2. 目標設定の考え方	5
3. 削減目標	5
第4章 主な取り組み	6
1. 設備・機器の省エネ化	6
2. 次世代自動車（EV、PHV、FCV）の導入	6
3. 再生可能エネルギーの導入	6
4. 環境配慮電力の導入	6
5. 環境配慮行動の推進	6
6. 施設の省エネ化・緑化	6
第5章 計画推進体制	7

第1章 計画策定の背景

1. 温室効果ガス削減に向けた世界の動き

近年、平均気温の上昇、大雨の頻発化などによる、熱中症リスクや災害の増加などの影響が各所で発生しています。このような環境問題に対応するため、2015年に仏パリで開かれた、第21回気候変動枠組み条約締約国会議で採択されたパリ協定では、温暖化対策の国際ルールとして、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求することが掲げられました。

そして、英グラスゴーで開かれた、第26回気候変動枠組み条約締約国会議の合意文書では、今世紀半ばでの温室効果ガスの実質排出ゼロと、2030年に向けた緩和策と更なる適応策を締約国に求め、この10年の行動を加速する必要性が強調されました。

2. 地球温暖化対策を巡る国内の動き

我が国では2020年10月に、温室効果ガスの排出量を2050年までに全体としてゼロにしていくことが宣言され、2021年4月には、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減し、50%の削減に向け挑戦することが表明されました。同年10月には、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく政府の総合計画である地球温暖化対策計画が改定され、目標実現への道筋が描かれました。

「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す、ゼロカーボンシティを表明する地方公共団体は、2019年9月時点で4地方公共団体でしたが、脱炭素に向けた世界的な関心の高まり、我が国の取り組み推進などを経て、2023年6月末時点の表明団体は973団体と大きく増加しています。

3. 本市の取り組み

本市では「2024年のこどもたちへ」というキャッチフレーズのもと、環境基本計画を立ち上げ、自然環境の保全を目指して数々の環境施策を進めてきたほか、地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできました。

また、2022年2月には温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2024年度以降を計画期間とした第2次日進市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定にあわせ、日進市環境保全・創出のための行動計画（地球温暖化対策実行計画 事務事業編）（以下「行動計画」という。）の見直しに着手しました。

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

地球温暖化対策推進法第21条第1項で、市町村は自らの事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量を削減するための措置に関する計画を策定するものとされています。

この行動計画は、同規定に基づき、国の策定する地球温暖化対策計画に即し、第6次日進市総合計画と日進市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合を図って策定します。

2. 対象とする事務の範囲と温室効果ガス

この行動計画の対象は、本市の全事務及び事業とします。

また、対象とする温室効果ガスは、県内の温室効果ガスの94.1%（2019年度）が二酸化炭素であることや発生要因等を考慮し、二酸化炭素のみとします。

3. 計画期間

2024年度から2030年度末まで。

必要に応じ内容を見直し、産業構造の転換や技術革新に対応します。

図1 計画期間のイメージ



第3章 二酸化炭素の排出状況と削減目標

1. 二酸化炭素の総排出量

基準年度となる2013年度の二酸化炭素総排出量は8,055t-co₂で、2022年度は7,915t-co₂です。2022年度の総排出量のうち、電気の使用によるものは5,970t-co₂（75.4%）、燃料・熱の使用によるものが1,945t-co₂（24.6%）です。

部門ごとの排出量は、市長部局所管施設が3,816t-co₂（48.2%）で、教育委員会所管施設が4,099t-co₂（51.8%）です。

図2 二酸化炭素総排出量の推移

単位：t-co₂

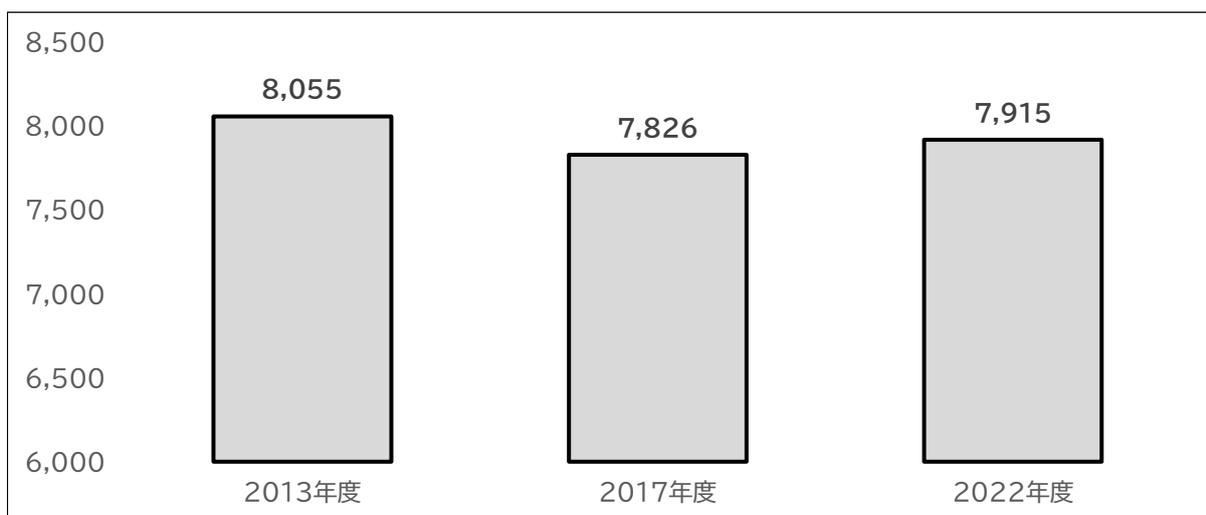


表1 施設ごとの二酸化炭素排出量と発生種別

単位：t-co₂

	市長部局所管施設					教育委員会所管施設			合計	構成比 (%)
	市庁舎	保育園	福祉会館	その他 ※1	下水道施設	小学校	中学校	その他教育施設 ※2		
電気の使用	360	293	230	225	2,177	840	439	1,405	5,970	75.4%
燃料・熱の使用	133	210	86	101	0	398	171	845	1,945	24.6%
合計	493	503	316	326	2,177	1,239	610	2,250	7,915	100.0%
構成比 (%)	6.2%	6.4%	4.0%	4.1%	27.5%	15.7%	7.7%	28.4%		
合計	3,816					4,099				
構成比 (%)	48.2%					51.8%				

数字の単位未満を四捨五入しているため、合計の数字と内訳の計とが一致しない場合があります。

※1 日進市中央福祉センター、日進市保健センター、日進市障害者福祉センター、日進市にぎわい交流館など

※2 日進市立学校給食センター、日進市立図書館、日進市スポーツセンター、日進市民会館、岩崎城歴史記念館、日進市総合運動公園など

2. 目標設定の考え方

近年、再生可能エネルギー由来の電力が増え、電力による二酸化炭素排出係数※の低下が将来的に予測されています。国の地球温暖化対策計画や愛知県のあいち地球温暖化防止戦略2030では排出係数の低下を見込み、2030年度の全電源平均の排出係数を0.25(kg-co2/kWh)と設定しています。

この行動計画では、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し(関連資料)」(2021年10月資源エネルギー庁)が示す、2030年度の電力の需給構造等が達成されることを前提に、国や愛知県と同様、排出係数の低下とそれに伴う二酸化炭素削減を考慮し、目標を定めます。

※1kWhを発電する際に排出される二酸化炭素量(単位:kg-co2/kWh)

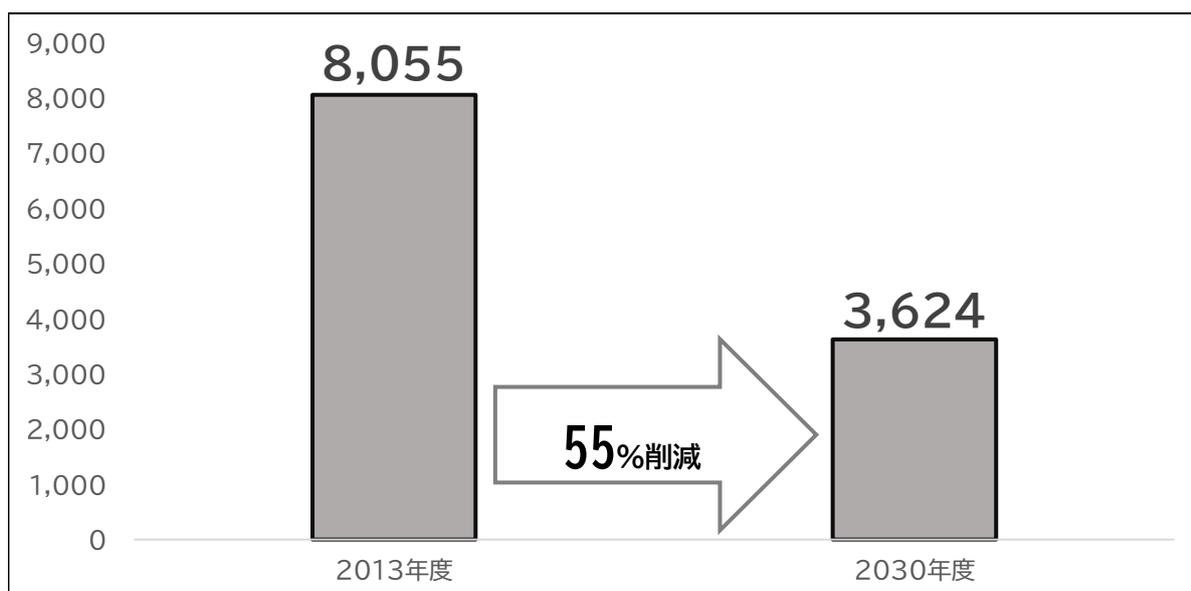
3. 削減目標

国、愛知県は、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%減らすことを目標とし、2050年度までに総排出量を実質ゼロとする計画を掲げています。本市の地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では、5つの分野※ごとに削減目標を立て、全体として2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で46%削減することを目標としています。

この行動計画では、本市の地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の「業務その他部門」の削減目標値である2013年度比53.4%を上回る目標として、二酸化炭素排出量を2013年度比で55%削減し、3,624t-co2以下に抑えることを目標として掲げます。

※産業部門(製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出)、業務その他部門(事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にもあてはまらないエネルギー消費に伴う排出)、家庭部門(家庭におけるエネルギー消費に伴う排出)、運輸部門(自動車(貨物・旅客)、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出)、一般廃棄物(一般廃棄物の焼却処分に伴う排出)の5分野

図3 温室効果ガスの削減目標(単位:t-co2)



第4章 主な取り組み

1. 設備・機器の省エネ化

空調機器、照明設備、電気機器について、LED 照明、高効率空調機器など、省エネ効果が高い設備・機器への切り替えを進めます。

2. 次世代自動車(EV、PHV、FCV)の導入

公用車について、次世代自動車への切り替えを順次進めます。

次世代自動車の公用車台数に応じ、公共施設への EV 充電スタンド設置を進めます。

3. 再生可能エネルギーの導入

公共施設の新設・更新時は、太陽光発電設備の設置を可能な範囲で検討します。

既存施設については、大規模改修時等に劣化度、建物（屋根）形状、残存耐用年数などを勘案し、効果が高い施設への設置を検討します。

4. 環境配慮電力の導入

財政面の影響を考慮しつつ、カーボンフリー電力※など、二酸化炭素排出係数が低い電力の使用に努めます。

※再生可能エネルギー電源に由来する非化石証書を使用し、環境価値を付加することで、実質的に再生可能エネルギー100%でCO₂ 排出量がゼロとなっている電気

5. 環境配慮行動の推進

事務のペーパーレス化、エコ通勤、時差勤務や在宅勤務の活用、業務効率化による時間外勤務の削減に取り組み、事務処理で生じるエネルギーの節減に努めます。

6. 施設の省エネ化・緑化

公共施設の空調管理を徹底する他、公共施設の更新、大規模改修時における ZEB※方式建築の導入を検討し、建物内のエネルギー消費を抑制できる施設への転換を検討します。

二酸化炭素の吸収源となるよう、公共施設や敷地の緑化を推進します。

※Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)の略称。快適な室内環境を実現しながら、消費する年間の一次エネルギー収支をゼロにすることを目指した建築物。ゼロエネルギーの達成状況に応じて、「ZEB」「Nearly ZEB」「ZEB Ready」「ZEB Oriented」の4段階が定義されています。

第5章 計画推進体制

行動計画推進本部

(企画政策課、財務政策課、環境課、学習政策課)

- ・本市が自らの事務・事業で発生させる二酸化炭素排出量の把握
- ・本計画の進捗管理と点検
- ・関係事業の管理と点検
- ・本市が自らの事務・事業で発生させる二酸化炭素の抑制に向けた施策の検討

行動計画推進責任者

(各課等 1 名:原則、各課等の長)

- ・各課等における環境保全行動の推進
- ・各課等における二酸化炭素の排出削減に向けた関連事業の実施推進
- ・各課等における二酸化炭素の排出削減に向けた実施状況の推進本部への報告

行動計画推進委員(各課等1名)

- ・各課等における職員の環境保全行動実施状況の取りまとめと推進本部への報告

図 4 計画推進体制のイメージ

